

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小野町の人口構造は、生産年齢人口が昭和55年以降一貫して減少傾向にある。昭和55年の9,250人から、平成27年には5,991人となり、30年間で約35.2%の減少となっている。一方、老年人口は昭和55年以降増加傾向にある。昭和55年の1,523人から、平成27年には約2.1倍の3,246人となり、少子高齢化が年々進んでいる傾向にある。

また、産業構造については、当町の総就業者数の約26.6%を占める製造業が主要な業種となる中で、第一次産業の割合が13%、第二次産業が39%、第三次産業が48%となっている。

このような中で、町内の中小企業は製造業を中心に、緩やかに景気を回復させ求人数が伸びているのに比べ、働き手が少なく、人手不足が深刻な状況である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中核的産業を担う立地企業の体力強化の支援及び地域経済の活性化並びに安定雇用の確保を目指す。これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

小野町の産業は、製造業、農業、卸売業・小売業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

小野町の産業は、町内中心市街地、山間部と広域に立地している。これら全ての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、小野町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

小野町の産業構造においては、製造業、農業、卸売業・小売業などの産業が町内の経済、雇用を支えている。

そのような中で、多様な産業と多様な設備投資を支援する観点から、全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。